

5 建 第 1 3 2 6 号  
令和5年11月28日

公益社団法人  
福島県宅地建物取引業協会長 様

福島県土木部長  
(公印省略)

東日本大震災に係る福島県借上げ住宅の貸主意向確認結果及び契約終了に伴う住み替え支援について（依頼）  
本県の借上げ住宅制度の運営に御協力いただき厚く感謝申し上げます。  
このことについて、下記のとおり大熊町長及び双葉町長に依頼しましたので、御了知願うとともに、入居者から借上げ住宅のあっせんについて問合せがあった場合は、御対応願います。

記

1 大熊町長及び双葉町長に依頼した内容

(1) 令和6年度に係る再契約について、貸主都合により貸主から再契約不可の申し出があった借上げ住宅について、その事実及び次の居住先を確保するよう入居者に通知すること。

なお、入居者が他の借上げ住宅のあっせんを希望する場合は、貴不動産団体を紹介する等、借上げ住宅への転居支援を行うこと。

また、町所管の公営住宅等があり、入居者が入居を希望する場合は、その活用及び紹介について検討すること。

(2) 入居者都合により貸主から再契約不可の申し出があった借上げ住宅について、その事実及び退去等の手続きを行うよう入居者へ通知すること。